

あきる野市
協働のまちづくり推進事業
ガイドライン

コミュニティ事業交付金



活動支援資金貸付金

令和7年度

あきる野市役所 総務部 地域防災課 地域安全係
電 話 042-558-1394 (直通)
F A X 042-558-1115
E-mail 020501@akiruno-info.tokyo.jp

コミュニティ事業交付金の事前相談は、以下のQRコード又はURLからお進みください。

▼▼事前相談▼▼



<https://logoform.jp/f/MDR33>

目 次

第1章 コミュニティ事業交付金

| | | |
|----|-------------------|----|
| 1 | コミュニティ事業交付金とは？ | 1 |
| 2 | 申請できる団体は？ | 1 |
| 3 | 交付金はどんな事業が対象となるの？ | 2 |
| 4 | 交付金の対象とならない事業は？ | 4 |
| 5 | 交付金の対象期間は？ | 4 |
| 6 | 交付事業はいつでも申請できるの？ | 5 |
| 7 | 事前相談について | 5 |
| 8 | 交付金額はどのくらいなの？ | 6 |
| 9 | どんな経費が対象となるの？ | 7 |
| 10 | 交付の対象とならない経費はなに？ | 8 |
| 11 | ポイントカード等の取扱いについて | 8 |
| 12 | 交付事業の申請方法 | 8 |
| 13 | 審査について | 9 |
| 14 | 交付の決定について | 9 |
| 15 | 交付金はいつ支払われるの？ | 9 |
| 16 | 事業の変更について | 9 |
| 17 | 実績報告について | 9 |
| 18 | 様式について | 10 |
| 19 | 交付金交付までの流れについて | 10 |

第2章 町内会・自治会活動支援資金貸付金

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 町内会・自治会活動支援資金貸付金とは？ | 11 |
| 2 | 東京都の「地域の底力発展事業助成」とは？ | 11 |
| 3 | 申込みできる団体は？ | 11 |
| 4 | 貸付金の対象となる事業は？ | 11 |
| 5 | 貸付金の額はどのくらいなの？ | 12 |
| 6 | 申込み方法 | 12 |
| 7 | 貸付金の決定はいつになるの？ | 12 |
| 8 | 貸付金の償還について | 12 |
| 9 | 様式について | 12 |

資料

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | コミュニティ事業交付金交付申請書様式・記入例・注意点 | 13 |
| 2 | コミュニティ事業交付金 申請書提出時チェックシート | 21 |
| 3 | コミュニティ事業交付金交付実績一覧 | 22 |
| 4 | 問合せ先及び申請先 | 27 |

第1章 コミュニティ事業交付金

コミュニティ事業交付金とは？

コミュニティの中心的な役割を果たしている町内会・自治会が、地域の課題の解決を図り、住みよいまちづくりを推進し、「地域力」の向上を図る新たな事業に対して支援するものです。新たな事業とは、申請年度に新たに実施する事業又は過去に実施しているが、事業の拡大や創意工夫により事業効果が上がることが見込まれ、書類からも確認できる事業とします。



申請できる団体は？

町内会・自治会を対象とします。

| 申請できる団体の種類 | 略称 | 例 |
|--------------------|-----|-------------|
| 町内会・自治会連合会 | 連合会 | 町内会・自治会連合会 |
| 地区を単位とする連合組織 | 地区会 | ○○地区 |
| 複数の町内会・自治会が協働で行う組織 | 協働会 | ○○町内会+△△自治会 |
| 単一の町内会・自治会 | 単一 | ○○町内会(自治会) |

連合会

市内の町内会・自治会で組織している連合会が行う事業

地区会

各地区(東秋留・西秋留・多西・増戸・五日市・戸倉小宮)で行う事業

協働会

2組織以上の町内会・自治会が協働で行う事業

単一

一つの町内会・自治会が単独で行う事業

交付金はどんな事業が対象となるの？

・加入促進事業

高齢などの理由で辞めてしまう、転入しても加入しないなど、加入率が低下傾向にあります。加入率をアップさせる事業を支援します。

| | |
|----|--|
| 事例 | 加入者と地域の距離を縮める取り組み事業 (町内会・自治会の紹介、活動集などを作成し、未加入者のお宅に訪問し加入のお願いをするなど。) |
| | 家族ふれあい事業 (PTAには加入しているが町内会・自治会には加入していないという世帯が増えているため、親子で参加する研修などを行い、町内会・自治会のPRを行う。) |
| | 高齢者安全・安心いきいきネットワーク事業 (70歳以上の高齢者世帯を対象に家具転倒防止金具を取り付けるなどの作業を実施し、町内会・自治会に加入していることのメリットを伝える。) |
| | 高齢者いきいき事業 (町内会・自治会で高齢者向きの体操や勉強、料理教室などを行い加入していることのメリットを伝える。) |
| | 健康と地域を育む早朝ラジオ体操 (町内会・自治会が主催となって加入者、未加入者問わず早朝ラジオ体操を行い、地域を育み加入者の増員につなげる。) |

・地域資源の活用事業

地域固有の自然や、古くから伝わる伝統・文化など、様々な資源を保護・伝承した地域づくりを支援します。

| | |
|----|--|
| 事例 | ○○町内会・○○自治会の歴史本の作成 |
| | 地域の宝磨きプロジェクト (地元の歴史・文化などの勉強会を実施して地域コミュニティを醸成する。) |
| | 地域の観光名所、著名人を紹介した看板や案内板の設置事業 |
| | 史跡・文化等調査事業 (文化財などの現状を調査し、地域の史跡、文化をPRする。) |
| | 地域文化行事等に積極的に参加するためのきっかけ事業 |

・安全・安心対策事業

安心して暮らせる地域を築き上げるため、防犯活動、交通安全活動、見守り活動、防災活動などの安全安心な地域づくりを行う事業を支援します。防災関連事業については、原則、単一の町内会・自治会が実施する事業を対象とします。ただし、地域の実情により、隣接する複数の町内会・自治会が協働会で行うことにより、コミュニティや地域防災力の強化が図れる事業の場合には、対象とします。

| | |
|----|--|
| 事例 | ○○町内会・自治会、安全・安心マップの作成 |
| | 冬季安全・安心事業 (雪や寒さが厳しい地域で道路の凍結防止や除雪作業など行う。) |
| | 安全・安心備え事業 (パトロール、街灯、ミラー、安全・安心の啓発用看板の設置等 (市での設置が困難な場所) |
| | コロナ禍における一時避難所の設置内容検討と設置・避難訓練 (コロナ禍において市指定避難所の収容人数が制限されるため、一時避難所の開設、運営訓練) |

・生活環境整備事業

環境整備、美化活動、清掃活動など、きれいな街、住みよい街づくりを行う事業を支援します。

| | |
|----|--|
| 事例 | 道路愛護活動 (除草や側溝の泥上げ作業などの美化活動を行い会員同士のコミュニケーションを図る。) |
| | 側溝や道路などの環境整備事業 (地域住民の共同作業により、山などからの流水を防ぐための側溝づくりや簡易な道路の陥没補修などを行う。) |
| | 憩いの公園づくり (地域の荒らされた土地などを利用して憩いの場をつくる。) |

・地域活性化事業

地域が独自にその地域の特性を生かした世代間交流、地域交流のイベントなど、その地域の活性化につながる事業を支援します。

| | |
|----|--|
| 事例 | 三世代、昔遊び交流事業 |
| | 祭囃子承継による地域のつながり事業 (祭囃子の大会などを行い各地域の祭囃子を披露する。) |
| | ○○町内会・自治会地域の歩きたくなる百景マップの作成 |
| | スポーツ交流事業 (マラソン大会や相撲大会などのスポーツイベントを開催する。) |
| | 地域交流会「ヤング&シルバーの集い」 (老若男女問わず音楽や俳句、短歌などを披露して若者と高齢者の交流を図る。) |

交付金の対象とならない事業は？

- ・ **備品の購入や施設の建設、改修、又は維持管理を主たる目的とする事業**
町内会・自治会で管理している会館や倉庫などの施設の建設、改修、維持管理など
- ・ **懇親だけを目的とする事業**
慰安旅行やバーベキューなど娯楽性の高い事業
- ・ **営利を目的とする事業**
物品の販売などを主な目的とする事業
- ・ **神事や仏事の実施を目的とする事業**
- ・ **コミュニティ事業交付金の交付決定前に終了している事業**
- ・ **交付対象経費3万円未満の事業**
- ・ **対象となる事業であるかどうか申請に必要な書類から確認できない事業**
- ・ **他の補助金、助成金及び交付金などを受けて実施する事業**

交付金の対象期間は？

- ・ 交付の対象期間は、当該年度内とします。ただし、次年度以降も継続して実施する事業については、更に2年を限度として交付できます。

次年度以降も継続して申請する場合は次の点に注意してください。

- **消耗品費や印刷製本費などの需用費は対象外となります。**
ただし、当日事業参加者への水分補給用の飲料費は対象となります。

交付事業はいつでも申請できるの？

令和7年度の交付事業は、随時、申請を受け付けます。交付金の交付決定時期は、申請をした月の翌月中旬となりますので、事業の実施を予定している2か月前までにご相談ください。ただし、4月及び5月初旬に事業の実施を検討している団体は、早めにご相談ください。

なお、交付金の交付は、市の予算の範囲内となるので、申請時に予算が足りない場合は、申請することができませんので、ご了承ください。

事前相談について

事業の実施を検討している場合は、右のQRコード又はURLから事前相談をお願いいたします。

また、どのような事業であっても、実施方法の工夫により、交付金の対象事業となる場合もございますので、お気軽にご相談ください。

▼▼事前相談▼▼



<https://logoform.jp/f/MDR33>

事前相談の入力イメージ

Q 地区を選択してください。

Q 町内会名・自治会名を選択してください。

Q 申請区分を選択してください。

Q 実施予定の事業名を入力してください。

Q 実施予定の事業の目的をご入力してください。

Q 実施予定の事業内容をご入力してください。

Q 実施予定の事業内容のうち、これまで実施したことのない新たな取組をご入力してください。

ご相談時点で決まっていない事項については、想定される内容や理想などを簡単で結構ですのでご入力ください。

交付金の申請時に、申請書に記載が必要となる事項について、選択肢からの選択又は入力をていきます。

Q 事業への参加予定人数を入力してください。

Q 事業の実施場所を入力してください。

Q 事業の周知方法を入力してください。

Q 事業の実施に当たり、協力団体がいる場合は、ご入力してください。

Q 事業のスケジュールをご入力してください。

Q 事業に係る経費をご入力してください。

交付金額はどのくらいなの？

交付金の額は、申請できる団体によって異なり事業に直接要する経費が対象となります。補助限度額は下表のとおりとなります。補助限度額を超えた分につきましては、町内会・自治会の負担となります。交付金の額は、対象経費の総額を超えることはできません。

1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てになります。

| 申請できる団体の種類 | 補助率 | 補助限度額 |
|------------|-------|-------|
| 連合会 | 10／10 | 70万円 |
| 地区会 | 10／10 | 50万円 |
| 協働会 | 10／10 | 30万円 |
| 単一 | 10／10 | 10万円 |

★ 補助限度額以内であれば、同じ年度内で、同じ団体が何回も申請することができますが、同じ事業内容では申請できません。ただし、予算の範囲内となるので、申請の時に予算が足りない場合は、申請することができませんのでご了承ください。

複数回申請した場合の例

| 団体の種類 | 補助限度額 | 1回目申請 | 2回目申請 | 3回目申請 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 連合会 | 70万円 | 30万円 | 20万円 | 20万円 | 70万円 |
| 単一 | 10万円 | 4万円 | 3万円 | 3万円 | 10万円 |

どんな経費が対象となるの？

| 対象経費 | 内 容 | 注 意 事 項 |
|--------------|---|--|
| 報償費 | 事業実施に当たり、講師などに支払う謝礼金 | ・町内会・自治会の役員への謝礼金は対象になりません。 ・実績報告時に受取手の領収書が必須です。 |
| 需用費 | 消耗品費、印刷製本費、文具費、用紙代、打合せやイベント参加者への水分補給用のお茶代など | ・ガソリン代、電気代などの光熱水費は対象になりません。 ・アルコール、弁当、お菓子は、対象なりません。 ・継続事業の場合、2年目以降は対象なりません。ただし、当日事業参加者への水分補給用の飲料費は対象となります。 |
| 役務費 | 郵便代、切手代、傷害保険料など | |
| 委託料 | 設営、運搬、看板作成委託など | ※交付金額の7割を超える委託料・レンタル料等は対象なりません。 |
| 使用料及び 賃借料 | 会場使用料、機器等のレンタル料など | ※交付金額の7割を超えるレンタル料等は対象なりません。 |
| 原材料費 | 材料費、調理して食品を提供する場合の食材など | 調理しないでそのまま提供する食品は、対象なりません。 |
| 備 品 | 椅子、机、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるもの | <u>備品の単価制限はありませんが、単価が交付額を超える高額な備品は対象外です。また備品を購入するだけの事業は対象外となります。※団体名入りの衣類（帽子含む）は備品として扱います。</u> <u>事業助成金で購入した備品等は、申請団体の所有物になります。事業終了後も継続して適正に保管・管理を行っていただき、有効活用してください。</u> |

※ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでありません。

交付の対象とならない経費はなに？

- ・参加賞（ただし、事業と関連性のある500円程度のものなら可）
- ・商品券等の購入
- ・申請団体である町内会・自治会役員への謝礼
- ・弁当、アルコール、お菓子、調理しないそのまま提供する食品
- ・光熱水費（電気代、水道代、ガソリン代など）
- ・娯楽施設への入場料
- ・交通費、宿泊費、バス代
- ・会館、倉庫、事業に必要としない備品などの修繕
- ・特定の個人に贈る贈答品（記念品など）
- ・土地の取得、造成、保証などに関わる経費
- ・団体の経常的な運営経費
- ・領収書等が明確でないもの、その他事業実施に直接関わらない経費や社会通念上適切でない経費
- ・継続事業の場合、2年目以降の需用費

ただし、当日事業参加者への水分補給用の飲料費は対象となります。

※対象とならない経費については、実施する事業内容により個別に判断することになりますので、お問合せください。

ポイントカード等の取扱いについて

物品等を購入された際に付与されるポイントにつきましては、当該ポイント分を対象経費から差引いてください。

また、物品等を購入する際に使用するポイントにつきましても、当該ポイント分を対象経費から差引いてください。

例) 10,000円の商品を購入する際、自分の持っているポイントを500円分利用し、更にポイントが1000円分付与された場合 対象経費 = 10,000 - 500 - 1,000 = 8,500円

交付事業の申請方法

申請する場合は、次の書類を提出してください。

- ・交付金交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・見積書の写し（5万円以上の備品、委託料）

審査について

申請のあった事業について、検討会議を開催して審査を行います。審査結果によっては、申請内容を変更していただく場合があります。

交付の決定について

交付の決定がされた町内会・自治会に、交付決定通知書を送付いたしますので、請求書を提出していただきます。

交付金はいつ支払われるの？

交付決定後に交付金支払いの準備を行います。請求書が提出されてから 10 日後ぐらいに指定された口座に振り込まれます。

事業が実施されなかった場合又は変更や完了しなかった場合などは、助成金の全部又は一部の返還が必要になります。

事業の変更について

交付決定後に、事業の内容の変更又は取消しをする場合は、変更・取消承認申請書を提出して、承認を受ける必要があります。

変更の内容によっては、変更理由書の提出だけで足りる場合があります。

実績報告について

事業が完了したら、速やかに実績報告書を提出していただきます。実績報告には、次の書類が必要になります。

- ・実績報告書
- ・決算書
- ・領収書
- ・写真

様式について

| | |
|-------|-----------------------|
| 様式第1号 | コミュニティ事業交付金交付申請書 |
| 様式第2号 | 事業計画書 |
| 様式第3号 | 収支予算書 |
| 様式第5号 | コミュニティ事業交付金交付請求書 |
| 様式第6号 | コミュニティ事業交付金変更・取消承認申請書 |
| 様式第8号 | コミュニティ事業交付金実績報告書 |



あきる野市ホームページからダウンロードできます。

あきる野市 町内会 自治会

検索

交付金交付までの流れについて

事前相談

申請書に素案を記入し、事業の実施を予定している2か月前までにご相談ください。(裏表紙QRコード又はURL)

申請書類の提出

申請に必要な書類(7ページ参照)を提出してください。

交付決定

事業内容の審査を行い、交付決定いたします。

交付金の交付

交付金交付決定通知書を送付後、交付請求書を提出していただきます。指定した口座に交付金を振込みます。

変更・取消し

事業の内容に変更が生じたり、取消しする場合には、事前に承認を受ける必要があります。

実績報告

事業が全て終了したら実績報告書を提出していただきます。報告書に必要な書類(8ページ参照)を提出してください。

第2章 町内会・自治会活動支援資金貸付金

町内会・自治会活動支援資金貸付金とは？

町内会・自治会が申請できる「東京都の地域の底力発展事業助成」の助成金は、事業が終了するまで受け取ることができないため、町内会・自治会で一時負担しなければいけない状況にあり、その資金繰りに町内会・自治会の会長、役員が苦慮しています。市では、その問題を解消するため「町内会・自治会活動支援資金貸付金」の事業を行います。

東京都の「地域の底力発展事業助成」とは？

東京都が、都内に所在する町内会・自治会に「地域力」の向上を図る事業に対して助成を行う制度です。助成限度額は、連合会・地区・単一の組織によって異なりますが、連合会では200万円、地区では100万円、単一の町内会・自治会では20万円、複数の単一町内会・自治会が共同して実施する取組では50万円、単一町内会・自治会がPTAなどの他の地域団体と連携して実施する取組では30万円です。助成の対象となる事業は「地域の課題解決のための取組」「防災・節電活動」「青少年健全育成活動」「高齢者等の見守り活動」「防犯活動」「多文化共生社会づくり」「デジタル活用支援」です。申請する事業区分と団体の種類により助成金額（助成率、助成限度額）が異なります。詳しい内容は、地域の底力発展事業助成ガイドラインをご覧いただきか、東京都にお問合せいただきご確認ください。（P27の「問合せ先及び申請先」をご参照ください。）

申込みできる団体は？

東京都の地域の底力発展事業助成の交付決定を受けた町内会・自治会になります。

貸付金の対象となる事業は？

東京都の地域の底力発展事業助成の交付決定を受けた事業になります。

貸付金の額はどのくらいなの？

東京都の地域の底力発展事業助成の交付決定額から概算払請求額を除いた額を限度とします。ただし、予算の範囲内となりますので、予算を超える場合には申込みできませんのでご了承ください。

申込み方法

申込みする場合は、次の書類を提出してください。

- ・活動支援資金借入申込書
- ・地域の底力発展事業助成金交付申請書（写し）
- ・事業計画書（写し）
- ・収支予算書（写し）
- ・地域の底力発展事業助成金交付決定通知書（写し）



貸付金の決定はいつになるの？

申込みを受けたらその内容を審査し、適当と認められたら活動支援資金貸付決定通知書により通知します。

貸付金の償還について

東京都から助成金の交付を受けたら、直ちに償還してもらうことになります。償還は、分割にできません。全額一括償還になりますので、必ずお守りください。

様式について

様式第1号 町内会・自治会活動支援資金借入申込書



あきる野市ホームページからダウンロードできます。

あきる野市 町内会 自治会

検索

コミュニティ事業交付金交付申請書

様式・記入例・注意点

様式は、あきる野市ホームページからダウンロードできます。

| | |
|---------------|--|
| あきる野市 町内会 自治会 | 検索  |
|---------------|--|

あきる野市長 殿

住 所
名 称
会 長 名
電話番号

あきる野市コミュニティ事業交付金交付申請書

あきる野市コミュニティ事業交付金交付要綱第6条の規定により、あきる野市コミュニティ事業交付金の交付について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付金交付申請額 円

2 事業名

3 事業の内容

4 事業の実施場所

5 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他

記入例・注意点

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所 あきる野市〇〇〇〇
名 称 〇〇町内会・自治会
会 長 名 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇一〇〇〇〇

あきる野市コミュニティ事業交付金交付申請書

あきる野市コミュニティ事業交付金交付要綱第6条の規定により、あきる野市コミュニティ事業交付金の交付について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1,000円単位です

記

| | |
|------------|--|
| 1 交付金交付申請額 | 100,000 円 |
| 2 事業名 | 〇〇町内会文化祭（地域活性化事業） |
| 3 事業の内容 | 事業で取り組む内容を具体的に記入してください (事業計画書の事業内容と同じ内容になります) |
| 4 事業の実施場所 | 〇〇会館、〇〇公園 |
| 5 添付書類 | (1) 事業計画書（様式第2号） (2) 収支予算書（様式第3号） (3) その他 |

() 内は次のいずれかになります

- ・加入促進事業
- ・地域資源の活用事業
- ・安全・安心対策事業
- ・生活環境整備事業
- ・地域活性化事業

事業計画書

| | |
|-------|-------------------|
| 事業名 | |
| 事業の概要 | 【事業の目的】 【事業内容】 |
| 日程等 | |

記入例・注意点

| | |
|-------|---|
| 事業名 | ○○町内会文化祭（地域活性化事業） |
| 事業の概要 | <p>【事業の目的】</p> <p>地域の問題や課題解決を図るために、何を目的にした事業か具体的に記入してください。</p> <p><u>主な目的の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活性化の向上 ・町内会・自治会への加入を促進する ・古くから伝わる伝統・文化などの地域資源の保護・伝承 ・安全・安心な地域づくりの推進 ・地域の環境整備・美化活動・清掃活動の推進 ・自然環境の保全・育成 ・子育て支援・子ども達の健全育成 ・高齢者支援、障がい者支援 ・健康づくり ・外国人支援・国際交流 ・次世代の地域の担い手の育成など <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的を達成するために事業で取り組む内容を具体的に記入してください。 ・参加予定人数、周知方法を記入してください。 ・購入する物品等をどのように活用するのかが分かるように記入してください。 |
| 日程等 | <p>事業のスケジュールを記入してください。</p> <p>事業実施のために行う打合せから、事業の当日、反省会などのスケジュールを記入してください。</p> <p><u>記入例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 5月 3日 事業についての役員打合せ 5月 10日 事業についての協力団体説明 6月 初旬 回覧・ポスターの作成、配布、掲示 7月 1日 ○○事業準備 7月 2日 ○○事業開催 7月 3日 ○○事業後片付け 7月 中旬 反省会 |

様式第3号（第6条関係）

収支予算書

事業名

(単位：円)

| 科目（収入の部） | 内訳 | 金額 |
|--------------------------|-------------|----|
| 1 あきる野市コミュニティ 事業交付金収入 | | |
| 2 その他収入 | | |
| | 収入合計 | |
| 科目（支出の部） | 内訳 | 金額 |
| 事業費 | | |
| 1 交付対象経費 | | |
| （1）報償費 | | |
| （2）需用費 | | |
| （3）役務費 | | |
| （4）委託料 | | |
| （5）使用料及び賃借料 | | |
| （6）原材料費 | | |
| （7）備品購入費 | | |
| | 小計① | |
| 2 その他経費 (交付対象外経費) | | |
| | 小計② | |
| | 支出合計（小計①+②） | |
| | 収支差額 | |

記入例・注意点

事業名 ○○町内会文化祭【地域活性化事業】

(単位：円)

| 科目（収入の部） | 内訳 | 金額 |
|--------------------------|---|-------------------------------|
| 1 あきる野市コミュニティ 事業交付金収入 | | 100,000 |
| 2 その他収入 | 町内会・自治会自己資金 | 15,500 |
| 収入合計 | | 115,500 |
| 科目（支出の部） | 内訳 | 金額 |
| 事業費 | | |
| 1 交付対象経費 | | |
| (1) 報償費 | (1) 報償費 ・車借用謝礼@2,000円×2人 | 4,000 |
| (2) 需用費 | (2) 需用費 ・会議用お茶代@100円×30本 ・回覧用紙代@500円×3箱 ・回覧用インク代@5,000円×2個 | 3,000 1,500 10,000 |
| (3) 役務費 | (3) (4) (5) | |
| (4) 委託料 | (4) ・音響機器賃借料 @10,000 | 10,000 |
| (5) 使用料及び賃借料 | (5) ・展示用テーブル@10,000×4台 ・展示用パネル@8,000×4台 | 40,000 32,000 |
| (6) 原材料費 | | |
| (7) 備品購入費 | | |
| | 内訳欄が足りない場合は、 別紙に記入してください | 税込み金額を記入 してください |
| | | 経費の内訳がわかるよう単価×数量を記入 してください |
| | 小計① | 100,500 |
| 2 その他経費 (交付対象外経費) | 当日お弁当代 500円×30個 | 15,000 |
| | 小計② | 15,000 |
| 支出合計（小計①+②） | | 115,500 |
| 収支差額 | | 0 |

あきる野市長 殿

住 所
名 称
会 長 名
電話番号

あきる野市コミュニティ事業交付金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったあきる野市コミュニティ事業交付金について、あきる野市コミュニティ事業交付金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 事業名

3 振込先

| | | | | | | | |
|---------|--------------------------------------|---------|--|--|--|--|--|
| 金融機関名 | 銀 行 信 用 金 庫 農 業 协 同 組 合 支 店 | | | | | | |
| 種 目 | 普通・当座 | 口 座 番 号 | | | | | |
| フ リ ガ ナ | | | | | | | |
| 口 座 名 義 | | | | | | | |

私の受領金を受領する権限も、上記の者（口座）に委任いたします。

コミュニティ事業交付金 申請書提出時チェックシート

交付対象事業は次のどれに該当しますか。

①加入促進事業 ②地域資源の活用事業 ③安全・安心対策事業 ④生活環境整備事業
⑤地域活性化事業

主な事業の目的は、次のどれに該当しますか。(複数回答可)

①町内会・自治会への加入を促進する ②古くから伝わる伝統・文化などの地域資源の保護・伝承 ③安全・安心な地域づくりの推進 ④地域の環境整備・美化活動・清掃活動の推進 ⑤自然環境の保全・育成 ⑥地域の活性化の向上 ⑦子育て支援・子ども達の健全育成 ⑧高齢者支援 ⑨障がい者支援 ⑩健康づくり ⑪外国人支援・国際交流 ⑫次世代の地域の担い手の育成 ⑬その他 ()

| チェック項目 | | チェック |
|-------------------------------|--|------|
| 町内会・自治会主体の新たな事業になっていますか。 | | |
| 東京都の地域の底力発展事業助成は、検討されましたか。 | | |
| この事業は、他の補助金、助成金、交付金を受けていませんか。 | | |
| 提出書類 | | |
| ①申請書 (様式第1号) | 記入漏れはありませんか。 | |
| | 交付申請額は、3万円以上、限度額以内で(単一町内会・自治会の場合は10万円)1,000円単位になっていますか。 | |
| ②事業計画書 (様式第2号) | 「事業の目的」には、地域の問題や課題解決を図るために何を目的にした事業か記入されていますか。 | |
| | 「事業の目的」と「事業内容」に整合性はありますか。 | |
| | メインの事業が交付決定の後になっていますか。 | |
| ③収支予算書 (様式第3号) | 収入合計、支出合計は同額になっていますか。 | |
| | 購入する備品と事業の関連性はありますか。 | |
| | 交付対象経費の内訳に対象外経費が含まれていませんか。継続事業の場合、需用費は、交付対象経費に含まれていませんか。 | |
| | 高額な備品などは見積書が添付されていますか。 | |

コミュニティ事業交付金交付実績一覧

令和2年度

ア 地域活性化事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|---------|---------|-------------------|
| 中村自治会 | 30,000 | 自治会だより「若鮎」の発行 |
| 山田下分自治会 | 100,000 | 各家庭で楽しく出来る防災ランプ |
| 富士見台自治会 | 100,000 | 富士見台自治会ふれあい祭り【継続】 |

イ 安全安心対策事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|------------------------|---------|---|
| 網代自治会 | 100,000 | 豪雨災害に向けた避難訓練 |
| 秋川南岸5自治会連絡協議会 | 300,000 | 地域の安全・安心、ハザードマップの動画制作 【継続】 |
| 三内自治会 | 100,000 | コロナ禍における一時避難所の設置内容検討と 設置・避難訓練 |
| 秋留台自治会 | 100,000 | 防災訓練 |
| 小川町内会 | 100,000 | 小川町内会 避難所開設訓練 |
| 牛沼町内会 | 100,000 | 安全・安心対策事業（防災関連事業） |
| 二宮町内会 | 100,000 | コロナ禍における避難所の設置内容検討と設置・ 避難訓練 |
| 菅生町内会 | 100,000 | 自主防災組織の研修及び訓練による地域の安全安心の推進事業 |
| 草花町内会 | 100,000 | 草花町内会自主防災活動の強化事業 |
| 菅生町内会・四軒在家町内会・尾崎町内会協働会 | 300,000 | 防犯カメラ設置による地域の安全・安心の推進 |
| 油平自治会 | 100,000 | 新型コロナ禍における「一時避難場所」の設置内 容の検討と設置及び運営等の避難訓練 |
| 小中野自治会 | 100,000 | コロナ禍における小中野地区防災行動力向上事業 |

ウ 生活環境整備事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|--------|---------|-----------------------|
| 新宿自治会 | 100,000 | 通称弁慶下、迂回路改修作業 |
| 瀬戸岡町内会 | 100,000 | 瀬戸岡町内美化活動 |
| 深沢自治会 | 90,000 | 深沢自治会館前の排水溝整備および浸透升設置 |

エ 加入促進事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|------------|---------|-------------|
| 折立町内会 | 100,000 | 冊子『折立町内会の栄』 |
| 町内会・自治会連合会 | 698,000 | 加入促進事業 |

令和3年度

ア 地域活性化事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|---------|---------|-----------------|
| 山田下分自治会 | 100,000 | 山田下分にサンタがやってくる？ |
| 富士見台自治会 | 100,000 | 富士見台自治会カラオケ大会 |

イ 安全安心対策事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|------------------------|---------|--|
| 野辺町内会 | 100,000 | 町内会防災訓練 |
| 網代自治会 | 100,000 | 児童等の安心・安全の見守りを兼ねた地域防犯パトロール |
| 秋留台自治会 | 100,000 | 住宅密集地域における防災対策 |
| 牛沼町内会 | 100,000 | 防災訓練 |
| 中村自治会 | 100,000 | 中村地区安心・安全マップ作成 |
| 下引田町内会 | 100,000 | コロナ禍における一時避難所の設置内容検討と開設訓練 |
| 留原自治会 | 100,000 | コロナ禍における防災訓練 |
| 油平自治会 | 100,000 | 新型コロナ禍での「一時避難場所」の内部設置検討と設置及び運営等の避難訓練【継続】 |
| 中平自治会 | 100,000 | コロナ禍における避難訓練・防災講演会事業 |
| 大上自治会 | 100,000 | 夜間及び停電時に自治会館を一時避難場所とする訓練 |
| 菅生町内会・四軒在家町内会・尾崎町内会協働会 | 300,000 | 菅生・尾崎・四軒在家の安全・安心マップを作成し、それに基づいた夜間誘導訓練 |

ウ 生活環境整備事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|--------|---------|---------------------------|
| 菅生町内会 | 100,000 | 町内会所有のお不動様及び周辺通学路等の維持管理事業 |
| 小和田自治会 | 100,000 | 環境の良い住みよい地域づくり事業 |
| 瀬戸岡町内会 | 99,000 | 瀬戸岡町内美化活動【継続】 |
| 横沢自治会 | 100,000 | S・P・C活動Ⅲ【継続】 |

エ 加入促進事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|------------------|---------|---------------|
| 雨間町内会 | 100,000 | 雨間町内会会員加入促進活動 |
| 町内会・自治会連合会 東秋留地区 | 81,000 | 「東秋留新聞」の作成・活用 |

令和4年度

ア 地域活性化事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|---------|---------|-------------------|
| 小川東町内会 | 100,000 | eスポーツ大会 |
| 富士見台自治会 | 100,000 | 富士見台自治会カラオケ大会【継続】 |
| 上代継町内会 | 100,000 | 映画鑑賞会を通して地域活性化事業 |
| 横沢自治会 | 30,000 | 門松つくり |
| 横沢自治会 | 70,000 | みんな集まれボッチャ大会 |
| 菅生町内会 | 100,000 | 老若男女生き生き交流会 |

イ 安全安心対策事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|---------------|---------|------------------------|
| 前田自治会 | 100,000 | 防災訓練 |
| 網代自治会 | 93,000 | 防犯カメラの設置による防犯事業 |
| 秋留台自治会 | 100,000 | 自主防災コミュニティ説明会 |
| 瀬戸岡町内会 | 100,000 | 瀬戸岡町内会自主防災訓練 |
| ブリティッシュタウン自治会 | 32,000 | ブリティッシュタウン自治会防災訓練 |
| 新宿自治会 | 100,000 | 新宿自治会夜間見回り事業 |
| 秋川ハイツ自治会 | 100,000 | 秋川ハイツ自治会の安心・安全対策事業 |
| 草花住宅自治会 | 91,000 | 草花住宅自治会に一時避難場所の設置 |
| 小中野自治会 | 100,000 | コロナ禍における小中野地区の防犯意識向上事業 |

ウ 生活環境整備事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|-------|---------|----------------|
| 三内自治会 | 100,000 | 納涼祭舞台等保管場所整備事業 |

エ 加入促進事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|-------|---------|--------------|
| 野辺町内会 | 100,000 | 砂金探し体験 金金フェア |

令和5年度

ア 地域活性化事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|---------|---------|--------------------------|
| 大塚自治会 | 100,000 | こどもとおとの親睦会 |
| 秋留台自治会 | 100,000 | 秋留台自治会納涼祭 |
| 上館谷自治会 | 48,000 | 第1回上館谷夏休み親子自然体験教室 |
| 山田下分自治会 | 100,000 | 天高くヒコーキ舞う秋みんなで飛ばそう紙ヒコーキ！ |
| 富士見台自治会 | 100,000 | 富士見台自治会カラオケ大会【継続】 |
| 栄町自治会 | 100,000 | 栄町自治会ふれあい地域交流祭 |
| 瀬戸岡町内会 | 100,000 | 新春餅つき大会・新年会 |

イ 安全安心対策事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|-----------------|---------|----------------|
| 中平自治会・大上自治会の協働会 | 300,000 | 「家庭での防災」講演会 |
| 横沢自治会 | 100,000 | 横沢自治会内河川敷見回り事業 |
| 原小宮町内会 | 100,000 | 町内通学路等安全点検事業 |
| 下代継町内会 | 99,000 | 令和5年度東京都出前講座 |

ウ 加入促進事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|--------|---------|------------------------|
| 三内自治会 | 100,000 | 祭礼を介したこどもたちへの地域伝統文化の伝承 |
| 下引田町内会 | 100,000 | 納涼盆踊り大会及び町会未加入者加入促進事業 |

令和6年度

ア 地域活性化事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|------------|---------|------------------------|
| 雨間町内会 | 100,000 | 雨間春祭り |
| 小川町内会 | 100,000 | サツマイモ耕作を通した地域活性化事業 |
| 秋留台自治会 | 56,000 | ふれあいイベント【継続】 |
| 油平本町町内会 | 100,000 | 油平本町町内会納涼大会 |
| 山田三自治会 | 300,000 | 山田三自治会どんど焼き |
| 山田下分自治会 | 100,000 | 秋空の下、皆で気分スッキリ、ボール飛ばし大会 |
| 上館谷自治会 | 100,000 | 上館谷夏休み親子自然体験教室（林業体験） |
| 草花公園タウン自治会 | 67,000 | 草花公園タウン自治会親睦会 |
| 羽ヶ田町内会 | 100,000 | ハロウィン祭 |
| 栄町自治会 | 100,000 | 栄町自治会ふれあい地域交流祭【継続】 |
| 西ヶ谷戸町内会 | 100,000 | 高齢者いきいき事業 |

イ 安全安心対策事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|--------|---------|--|
| 秋留台自治会 | 44,000 | 「悪徳商法から身を守ろう」イベント |
| 草花町内会 | 100,000 | 草花町内会自主防災活動の強化及び地域住民への防災・減災の周知啓発事業【継続】 |
| 新宿自治会 | 100,000 | 新宿自治会夜間見回り事業【継続】 |
| 小中野自治会 | 100,000 | 小中野地区における防犯対策の意識向上事業 |

ウ 生活環境整備事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|--------|---------|-------------|
| 原小宮町内会 | 100,000 | 原小宮を語る会 |
| 尾崎町内会 | 100,000 | 尾崎町内会歴史伝承事業 |

エ 加入促進事業

| 組織名 | 交付金額（円） | 事業内容 |
|---------|---------|----------------------------|
| 上引田町内会 | 100,000 | 納涼盆踊り大会 |
| 下引田町内会 | 100,000 | 納涼盆踊り大会及び町会未加入者加入促進事業【継続】 |
| 西伊奈自治会 | 88,000 | 正一位岩走神社例大祭参加者と食事を介した加入促進事業 |
| 仲町自治会 | 74,000 | 仲町資源回収及び自治会員加入促進事業 |
| 富士見台自治会 | 100,000 | ふれあい祭り |
| 西伊奈自治会 | 12,000 | 西伊奈自治会館餅つき行事を介した加入促進事業 |

問合せ先及び申請先

あきる野市役所

〒197-0814 あきる野市二宮350番地
あきる野市役所 地域防災課 地域安全係

電話番号 042-558-1111 内線2341・2342
直 通 042-558-1394
F A X 042-558-1115
メールアドレス 020501@akiruno-info.tokyo.jp

東京都（地域の底力発展事業助成問合せ）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 生活文化スポーツ局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

電話番号 03-5388-3166
F A X 03-5388-1331
メールアドレス S1121202@section.metro.tokyo.jp